

## 第6回阿蘇市議会会議録

- 1.平成30年11月30日 午前10時00分 招集
- 2.平成30年12月12日 午前10時00分 開議
- 3.平成30年12月12日 午後11時08分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

### 欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	日田勝也
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	まちづくり課長	荒木仁
水道課長	浅久野浩輝	農業委員会事務局長	園田達也
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文	波野支所長	加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
書記	山本悠未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第76号 阿蘇市地域振興基金条例の制定について
- ② 議案第77号 阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第78号 阿蘇市行政不服審査手続等条例の一部改正について
- ④ 議案第79号 平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑤ 議案第83号 平成30年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第84号 平成30年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第85号 平成30年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- ⑧ 議案第91号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第79号 平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ② 議案第80号 平成30年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ③ 議案第81号 平成30年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第82号 平成30年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第87号 平成30年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第79号 平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ② 議案第86号 平成30年度阿蘇市水道事業会計補正予算について
- ③ 議案第88号 市道路線の廃止について
- ④ 議案第89号 市道路線の認定について
- ⑤ 議案第90号 工事請負契約の変更について
- ⑥ 議案第92号 訴訟の和解について

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、議案の皆さん、執行部の皆さん、改めましておはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告を申し上げます。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

本日、午前 9 時 30 分より議会運営委員会を開催しましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

はじめに、一般質問の取り扱いにつきまして、今期定例会の一般質問の通告者は 8 名が予定されております。従いまして、一般質問を 12 月 13 日と 14 日の 2 日間において行うことに決定いたしました。13 日は 5 人行い、14 日は 3 人名を行うことといたしました。

議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、執行部より追加議案の提出がありましたので、本日議案書の配付を行い、14 日一般質問の終わった後に日程に追加して議題とすることとし、追加議員の審議につきましては、委員会付託を省略しまして採決することと決定いたしました。

次に、全員協議会の開催について、ご報告いたします。明日の一般質問の終了後は全員協議会を開催することといたしましたので、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今議会運営委員長の報告のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。従って、会期日程等につきましては、委員長報告のとおり決定をいたしました。

それでは、日程に従いまして、議事を進めてまいります。

## 日程第 1 各常任委員長報告

### 1 総務常任委員長

- ① 議案第 76 号 阿蘇市地域振興基金条例の制定について
- ② 議案第 77 号 阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第 78 号 阿蘇市行政不服審査手続等条例の一部改正について
- ④ 議案第 79 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑤ 議案第 83 号 平成 30 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について

- ⑥ 議案第 84 号 平成 30 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第 85 号 平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- ⑧ 議案第 91 号 熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について

○議長（藏原博敏君） 日程第 1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第 76 号「阿蘇市地域振興基金条例の制定について」他 7 件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、湯浅正司君。

○総務常任委員長（湯浅正司君） おはようございます。ただ今より総務常任委員会委員長報告を行いたいと思います。

今期、第 6 回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案 8 件であります。12 月 4 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして、報告いたします。

最初に、議案第 76 号「阿蘇市地域振興基金条例の制定について」であります。

まず、財政課長から、本会議中、「本条例第 3 条第 2 項にある『基金に属する現金は、有価証券に代えることができる。』とした条項について、運用を行っていないのであれば必要のないのではないか。また、このような運用をする際には、議会の議決が必要か。さらに、金融機関が経営破たんした場合の保証は。」との 3 つの質疑に対して、補足説明がありました。

「1 点目の条例第 3 条第 2 項の必要性について、本条項は、元金が保証され、金融機関に預金するよりも確実に運用率が上がる場合には、有益な方法の一つとなるため必要であると考えています。また、2 点目の同項に基づき運用をする際の議会の議決については、地方自治法に定める議会の議決事項ではないため、必要はありません。3 点目の金融機関が破たんした場合の保証については、無利息の決済用普通預金は全額保証、そのほかの預金はペイオフ（預金保護）制度で 1,000 万円までは保護されます。」との説明がありました。

委員より「金融機関が経営破たんした場合、阿蘇市はどちらの保証制度に該当するのか。」との質疑があり、財政課長から「本市では、金融機関への定期預金による管理を行っているため、ペイオフ制度に該当します。」との答弁がありました。

別の委員より「現在のような低金利の状況では、定期預金での管理は安全ではあるが、収益は見込めないものと思われる。とはいえ、有価証券に代えることを進めるものではないが、第 3 条第 2 項の条項は、あっても差し支えないと考える。」との意見がありました。

また、別の委員より「合併当時に 118 億円の合併特例事業債があったが、残額はあとのくらいか。また、以前、計画がされていた合併特例事業債での第二庁舎建設については、今後、職員が減ったとしても必要だと感じるが、検討する余地はあるのか。」との質疑があり、財政課長から「今回の地域振興基金については、合併特例事業債を用いる基金ですが、ソフト事業分になります。118 億円のハード事業分の残りは、あと 1 割程度になります。」との答弁があり、また、総務部長から「第二庁舎の建設については、行政としての構えをしっかり持つことは必要と感じますが、九州北部豪雨災害・熊本地震からの復興を最優先に進めて

いる現状では、当面、先送りをせざるを得ません。将来、施設建設を検討するにあたっては、第二庁舎建設のための基金造成も必要かと思われます。」との答弁がありました。

関連して委員より「市庁舎は市民の拠り所でもある。優先順位もあるが、そのような意義を持った上で、今後も検討を進めてもらいたい。」等の意見がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 77 号「阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」

総務課長から補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 78 号「阿蘇市行政不服審査手続等条例の一部改正について」総務課長から補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 79 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」まず、「波野支所」の予算について審査を行いました。

波野支所長から補足説明があり、特に質疑はなく審査を終わりました。

次に、「財政課」の予算について審査を行いました。

委員より「地方バス運行等特別対策補助金については、運行に関する経済効果は薄いかもしれないが、地域の方々に対し公共交通機関があるという安心・安全対策に関わる費用も含まれていると思うため、必要だと考える。」との意見がありました。

次に、「総務課」の予算について審査を行いました。

総務課長から補足説明があり、特に質疑はなく審査を終わりました。

次に、「選挙管理委員会」の予算について審査を行い、選挙管理委員会事務局次長である総務課長から補足説明があり、特に質疑はなく審査を終わりました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 83 号「平成 30 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」、議案第 84 号「平成 30 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、議案第 85 号「平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」を一括議題として審査を行いました。

財政課長から補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 91 号「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」総務課長から補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 79 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 79 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 76 号「阿蘇市地域振興基金条例の制定について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 76 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 76 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号「阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 77 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号「阿蘇市行政不服審査手続等条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 78 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 78 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。議案第 83 号「平成 30 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」、議案第 84 号「平成 30 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、議案第 85 号「平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」の 3 件を一括して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 83 号「平成 30 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」、議案

第 84 号「平成 30 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、議案第 85 号「平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」の 3 件を一括して採決することに決定いたしました。

これより、議案第 83 号、議案第 84 号、議案第 85 号について、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 83 号、議案第 84 号、議案第 85 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 83 号、議案第 84 号、議案第 85 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 91 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 91 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

## 2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 79 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ② 議案第 80 号 平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ③ 議案第 81 号 平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第 82 号 平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 87 号 平成 30 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 続きまして、文教厚生常任委員会に付託をいたしました議案第 79 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」ほか 4 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

文教厚生常任委員長、古澤國義君。

○文教厚生常任委員長（古澤國義君） 文教厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

今期第 6 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 5 件であります。12 月 5 日午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものについて、ご報告いたします。

最初に、議案第 79 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「福祉課」の予算であります。

委員より「扶助費の育児手当については、何人くらい増えるのか。」との質疑に対し、課長より「平成 28 年度の実績では 3,498 万円、対象者は年度末で 152 名であり、平成 29 年度は 157 名でした。しかし、今年度上半期では対象児童数が約 165 名となっており、当初予算見込みより 14 名～15 名が増えております。」との答弁がありました。

また別の委員より「臨時福祉給付金についての返還金の説明を。」との質疑があり、福祉課長より「臨時福祉給付金については精算によるもので、112万8,000円は事務費の返還分であり、84万円については1人1万5,000円の交付を行い、対象者は5,744名でした。」との答弁がありました。

次に、「教育課」の予算であります。

委員から「アゼリア 21 のポンプ取り換え工事では、どの程度期間がかかるのか。また、取り換え工事期間中は営業中止を行うのか。」との質疑に対し担当係長から「ポンプの修繕工事については、発注に1箇月程度かかり、取り換え工事は3日程度で終わるとのことです。また、営業中止については、行わないとのこと。」との答弁がありました。

また別の委員から「小学校管理費の需用費で修繕料とあるがその内容の説明を。」との質疑に対し課長から「主に波野中学校の体育館修繕費であり、冬場の水道管の凍結防止も含まれています。電子黒板については接続する部分で不具合が生じていますので、その修繕を行うものです。」との答弁がありました。

次に、「ほけん課」の予算であります。ほけん課長から補足説明があり、審査を終わりました。

このような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号「平成30年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「現在、阿蘇市では国民健康保険加入者はどの程度なのか。」との質疑に対し、課長より「常に流動していますが、7,000名程度であり、毎年200名程度が減っているような状況です。」との答弁がありました。

このような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号「平成30年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号「平成30年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「阿蘇市では後期高齢者は、どのくらいの人数なのか。」との質疑に対し、課長より「被保険者は、5,500人から5,600人の間で推移しています。」との答弁がありました。

また、委員より「国民健康保険も県に権限が移管されたが、阿蘇市では国民健康保険と後期高齢者の加入者は、1万2,000人程度となっているが、保険料、給付内容について市は意見ができるのか。」との質疑に対し、課長より「法律で定められた基準に基づいて制度運営を行っておりますので、私どもとしましては、支出を減らす努力、つまり市民の皆様が健康になっていただくことで、医療費の削減に取り組んでいきたいと思っております。」との答弁がありました。

このような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。



次に、議案第 87 号「平成 30 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」であります。

委員より「医業費用の中に給与費が計上されているが、非常勤医師の賃金や研修受入負担金となっているがその内容の説明を。」との質疑に対し、医療センター事務局長から「非常勤医師の賃金としては、院長が事業管理者と兼務であり多忙な中、公務出張も多く、そのフォローすることや、外来診療の充実を図るために、脳神経外科の先生を 1 名増やしております。また代謝内科では患者需要が多いことから、糖尿病の先生の勤務を隔週から毎週来ていただくようにしました。また、9 名の常勤医師も外来患者さんの診療や、入院患者さんを診ながら、当直・日直も行っていただいております。かなりの負担にもなっていることから、非常勤の先生方にも宿日直の応援をお願いしております。看護師の賃金については、1,000 万円ほど減額をしていますが、産休・育休の看護師の補充を行うために当初 18 人ほど予定していましたが、補充が 13 人となったため、5 名分が不要となりました。また、平成 28 年度より熊本市市民病院の看護師の研修名目での受け入れをはじめ、現在 9 名います。最初は基本給の 7 割の負担でよかったのですが、熊本市市民病院の事情もあり、今年度は 10 割をお願いできないかと相談があったため、不足分として 2,000 万円ほど増額をさせていただきました。」との答弁がありました。

また別の委員から「診療科目を増やすのに医師の確保は必要だと思うが、来年、耳鼻咽喉科が開設されるとのことであるが、医師の確保の見通しはできているのか。」との質疑に対し、医療センター事務局長から「来年度中に、耳鼻咽喉科の開設を予定していますが、医師は非常勤になります。診療日は、週 1 回、週 1 回が厳しいときは、月に数回のペースになると思います。」との答弁がありました。

また別の委員から「熊本地震のあった平成 28 年度からみれば、入院患者数、救急搬送受入患者数は少し減少しているが、外来患者数は、随分多くなっている。市民の中には、債務超過の問題、収支の問題などに不安がある人もいると思う。理解してもらうためには、わかりやすく説明ができるように、また、公立病院の役割ということを含め、市民への周知に努力をしていただきたいと思う。」との意見がありました。

このような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることを決定しましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 79 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 79 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く他の案件について採決を行います。

まず、議案第 80 号「平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 80 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 80 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号「平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 81 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 81 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号「平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 82 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 82 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号「平成 30 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 87 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 87 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。10 時 40 分から再開しますので、よろしくお願ひいたします。

午前 10 時 32 分 休憩

午前 10 時 40 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

### 3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 79 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ② 議案第 86 号 平成 30 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について
- ③ 議案第 88 号 市道路線の廃止について
- ④ 議案第 89 号 市道路線の認定について
- ⑤ 議案第 90 号 工事請負契約の変更について
- ⑥ 議案第 92 号 訴訟の和解について

○議長（藏原博敏君） 経済建設常任委員会に付託いたしました、議案第 79 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」ほか 5 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

経済建設常任委員長、高宮正行君。

○経済建設常任委員長（高宮正行君） 経済建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

今期、第 6 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案 6 件であります。12 月 6 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 79 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「住環境課」の予算について審査を行いました。

委員より「災害公営住宅建設工事の増額補正について、具体的な説明を」との質疑があり、住環境課長から「本年の西日本水害などの影響も受けて、資材の調達が困難であること、不足する労働者確保に関する費用、また、大道団地に関しましては、泉谷川からの氾濫に備え、建設地の嵩上げが必要であると判断したことから、今回、増額補正したものです。」との答弁がありました。

次に、「建設課」の予算について審査を行いました。

建設課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「農業委員会」の予算について審査を行いました。

委員より「地主が『農作物を作る。』などと報告し、結果的には作付けもせず耕作放棄地となっている所も見られる。農地を利用するよう促すこともだが、地目を変更していただくような指導も必要では。」との質疑があり、農業委員会事務局長から「農地の管理については、雑草を刈るだけでなく、しっかり耕作までをお願いし、必要に応じて意向調査を実施する等の対応も行っていますが、結果、そのままの状態になっているのが現状です。今後とも委員会として耕作放棄地解消に向け検討してまいります。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より「阿蘇市ふるさと応援寄附金について歳入を 1 億円見込んでいるようだが、収益はどの程度考えているか。」との質疑があり、商工物産係長から「3 割が返礼品で、別途、ポータルサイト使用料や業務委託料などの経費を除いて、約 50%を市の収入として予定し

ています。」との答弁がありました。

別の委員より「夢の湯について、施設運営に関し、現在も結論に至っていないことから、期限を決めて取り組むべきでは。」、また、「地権者との交渉が難航するようであれば、別の場所に計画する等の検討も必要では。」などの意見があり、経済部長から「いただいたご意見等を踏まえ、早期に何らかの方向性が見出せるよう努めてまいります。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より「臭気測定器の大きさと測定できる内容は。」との質疑があり、農政課長から「大きさはスマートフォンより若干大きいサイズです。測定できるものは、悪臭防止法に基づく各種の特定物質が測定可能です。」との答弁がありました。また、別の委員より「その値を見て、これが牛舎、鶏舎からの臭気などと判別できるのか。」との質疑があり、課長から「畜産の臭気は、主にアンモニア物質が大きく占めております。それ以外にも硫黄化合物なども畜産関係の中でも非常に懸念される物質ですが、それらが測定可能となります。判別については、それぞれ物質の特徴がありますので、目安としての判断になると思われま。

また、別の委員より「地域の行政区長が申し入れた場合には、測定に向かうのか。」との質疑があり、課長から「通常時の測定は予定していません。臭気の事案が発生した際、その通報に対して活用するものと考えています。」との答弁がありました。

また、委員より「測定器で計測した数値を環境審議会でのデータとして利用することができるか。」との質疑があり、課長から「本機器の導入は、畜産経営者と地域住民の方々が、今後、円滑に共存共生が図られるよう導入を計画したのですが、環境審議会の中で必要とされた場合は、当然、利用していただければと考えています。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

観光課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 86 号「平成 30 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」であります。

委員より「補正額は少額ですが、今期の収益はどの程度予定しているか。」との質疑があり、水道課長補佐から「今回の補正は、収益的支出について営業費用の職員手当費 60 万円を計上しており、本予算の純利益を 2,000 万円程度予定しています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 88 号「市道路線の廃止について」、議案第 89 号「市道路線の認定について」を一括議題として審査を行いました。

委員より「廃止予定の小倉堤防線について、今後、どのようになるのか。」との質疑があり、土木部長から「これまで河川堤防を市道として認定させていただいていたという状況で、今回、路線廃止とはなりますが、河川堤防道路としての機能は持たせることになります。また、本道路は、越流堤が含まれますので増水時は通行禁止となります。」との答弁がありま

した。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 90 号「工事請負契約の変更について」であります。

委員より「今回の契約変更については、工法を変更したため減額とのことだが、詳細な説明を。」との質疑があり、建設課長から「当初、大口径ボーリング、櫓を組んで穴を掘り、終了すると次に移動するというような工法を計画していましたが、試掘の結果、より簡易な工法が可能ということでコスト削減に至ったものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 92 号「訴訟の和解について」であります。

委員より「解決金 150 万円が期日まで支払われなかった場合の年 1 割の延滞損害金の根拠は。」との質疑があり、まちづくり課長から「これは裁判所が作成した和解案に提示されたものです。」との答弁があり、委員より「解決金は和解条項に明記してあるが、盛土に関して撤去工事を完成しない場合の延滞損害金などを明記されていないのは。」との質疑があり、経済部長から「本和解案は、双方の弁護士と裁判官が協議し作成されたものです。よって、そういった明記が無くとも、盛土撤去は履行していただけるものと考えています。」との答弁がありました。

別の委員より「訴訟費用は各自の負担となっているが、どの程度になるのか。」との質疑があり、まちづくり課長補佐から「着手金が 68 万円。出張手当などの合計が 10 万 8,000 円。印紙代として預けていた金額が 10 万円、今回、和解が成立した場合の費用が 40 万円となっています。」との答弁がありました。

別の委員より「被告は、施設を借りる意思があつて契約したものであり、老朽化のために営業ができなかったなどの理由は関係ないと思われることから、市が請求した未払い賃料 430 万円は支払われるべきなのでは。」との質疑があり、課長から「これまでに市はこちら側の正当性もしっかり求めましたが、その結果として、裁判所がこの和解案を示されたものと考えています。」との答弁がありました。

別の委員より「利害関係人が代表取締役になっていることについて、被告の法人が約束を守らない場合、利害関係人はそれを履行できるのか。」との質疑があり、課長から「利害関係人については、先方から裁判所に提案され、本利害関係人に認められています。よって、法人が和解条項を履行されない場合、債権はその個人へと引き継がれていくものと考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経て討論を行いました。委員より「本和解案は事実内容を把握しきれていないように思われる。また、被告は、現在に至っても所有物等を施設内に置いたままで倉庫のように利用しており、然るべき賃料を支払うべきであるということから、本案には反対します。」との反対討論があり、また、別の委員より「解決金などに納得できない部分もあるが、この問題をいくら議論しても阿蘇市のためにはならないと思う。阿蘇いこいの村を次の段階に進ませるためにも、ここは本和解案をのんで将来に向けた話ができるような状態にした方が良くと思われることから、本案に賛成します。」との賛成討論がありました。

このため挙手による採決を行った結果、可否同数となりましたので、委員長採決により本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、経済建設常任委員長の報告が終わりました。

これより、経済建設常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 79 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き討論を行います。

討論はありませんか。

7 番、市原正君。

○7 番（市原 正君） 7 番、市原です。

議案第 92 号の訴訟の和解についてであります。先般 3 日の本会議の質疑の中でも話をしましたが、この 150 万円を供託すべきではないか、供託してもらうべきではないかという話をしましたが、それらが受け入れられるような状況ではないと思いますから、本案には反対をいたします。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

18 番、田中則次君。

○18 番（田中則次君） 18 番、田中です。

今、反対意見の中に出ました供託の話でございますが、私は供託をしていただけるようなことは裁判所に申し出ができないかという問い合わせをいたしておりました。その結果、裁判所からは供託の制度がございませんということで連絡があったということでございますね、部長。それでいいですね。そういうことでございますから、供託についてはされないということであるならば、今、委員会の中でも様々な意見、それに議論、様々な意見が出されております。ここに裁判所より和解案が提出されております。各々満足ではない部分は相当ございますが、これ以上のものが求められるという裏付けもございません。ただ、そういうような中で、これ以上裁判をしたらどうかという話でございますが、今までかかった経緯の中で、それも裁判費用として 120 万円程度かかっております。これ以上のことをして意味があるかということになりますと、非常に疑問が持たれます。ですから、この和解案については、それ相応に理解した上で、賛成をしたいと思います。

そして、また支払いを含めて、土砂の撤去等々も、支払いも来年の 8 月までということでございますが、執行部におかれましては、その中の経緯をどういう形で進んでおるかということをもた委員会等、また全協等にお示し願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

内容が一緒でしたら、反対討論、賛成討論それぞれありましたので、進めさせていただきたいと思います。内容が違いますか。

谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 私は、反対の立場で討論いたします。

今回の和解案がちょっと難解な点があるのは、被告の責任をどう問うかという裁判でありながら、その説明の段階において、今までの執行部の対応の悪さが被告の論点を正当化する形となっております。その前提のもとで和解案が出ているように見えます。一連のまずさというのは、例えばプレゼンのあり方とか、備品の売却とか、リストの非公開、保守点検の状態の把握の不足、計画不履行への指導のなさ、あるいは計画変更への安易な承認など、そういった内容が前提にあり、裁判所の和解内容が今回出てきております。この文章の中に「保守管理の不備によるものは認められない」という一文がございます。これは、全く事実誤認であると思います。当事者がちゃんと管理していくことによって、施設はもっと長く使えたと思います。そういう一文があり、設備を使えなくしてしまったのは被告であるという市民の訴えもありますし、例えばボイラー技士の問題とかありますし、市民感情も非常に、これには納得できないという意見が多くあります。それで、これを、この乖離が大きいのです、それを認めることはちょっとできません。さらには、和解案には解約後の不法占拠状態、原状回復義務の履行について担保している内容が書いてありません。集金できるか、要はテニスコートの土砂を撤去した後の費用を阿蘇市がした場合、そのお金を集金できるかどうかについては書いてありませんので、この和解案に応じるべきではないと考えます。委員会の中でこれ以上やっても進展は難しく、利益にならないと早期解決論も出ましたけれども、飲酒運転のときは最高裁まで争っております。私は白黒はっきりさせるべきであると思います。市の主張を通すという市の姿勢の一貫性が原則としてあるならば、白黒はっきりさせて、裁判をきちんとやったほうがいいと思いますので、反対を申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第79号「平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く他の案件について採決を行います。

まず、議案第86号「平成30年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第86号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号「市道路線の廃止について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第88号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 88 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号「市道路線の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 89 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 89 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号「工事請負契約の変更について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 90 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 90 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 92 号「訴訟の和解について」採決を行います。

先ほど反対討論がありましたので、この議案第 92 号は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

従って、議案第 92 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、議案第 79 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く案件について、討論・採決が終了いたしました。

これより、議案第 79 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 79 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。

本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 79 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を散会いたします。ご苦労さまでした。



午前 11 時 08 分 散会